

平成28年(㉮)第 号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤昭男 外名

債務者 四国電力株式会社

## 準備書面(14)補充書1

(中央構造線)

2016年8月31日

松山地方裁判所 御中

債権者ら代理人

弁護士	薦田伸夫	弁護士	河合弘之
弁護士	東俊一	弁護士	海渡雄一
弁護士	高田義之	弁護士	青木秀樹
弁護士	今川正章	弁護士	内山成樹
弁護士	中川創太	弁護士	只野靖
弁護士	中尾英二	弁護士	甫守一樹
弁護士	谷脇和仁	弁護士	中野宏典
弁護士	山口剛史	弁護士	井戸謙一
弁護士	定者吉人	弁護士	市川守弘
弁護士	足立修一	弁護士	望月健司
弁護士	端野真	弁護士	鹿島啓一
弁護士	橋本貴司	弁護士	能勢顯男
弁護士	山本尚吾	弁護士	胡田敢
弁護士	高丸雄介	弁護士	前川哲明
弁護士	南拓人	弁護士	竹森雅泰
弁護士	東翔	弁護士	松岡幸輝

## 目次

第1 はじめに .....	2
第2 債務者の非科学的な態度 .....	2
1 債務者の主張 .....	2
2 実際の経過との矛盾 .....	3
第3 不確かさの考慮 .....	3
第4 都司意見書 .....	4
第5 熊本地震 .....	4

### 中央構造線・補充書1

#### 第1 はじめに

2016年5月31日付債権者ら準備書面(14)に対する反論書面として、債務者は、平成28年7月25日付債務者準備書面(14)を提出したが、ここでも、反論らしい反論は出来ていない。

再反論すべき論点は多くないが、本書面を以って、必要な再反論を加えておく。なお、岡村意見書に対する反論については、11月2日に岡村教授のプレゼンを予定しているので、その際に必要な再反論を行うこととする。

#### 第2 債務者の非科学的な態度

##### 1 債務者の主張

債務者は、「債権者ら準備書面(14)の第1から第4迄における主張は、おおむね、書籍等に記載された事実を述べるに過ぎず、その大意において反論を要するものではない。」(1頁)とか、「債務者は、中央構造線断層帯の性状を把握するため、中央構造線断層帯を構成する各断層について、文献調査、地形調査、地表地質調査、海域地質調査、地球物理学的調査等による入念な調査を行い、各断層の変位速度や過去の地震に伴う変位量、震源断層の傾斜角

等について評価している。」(2～3頁)と主張している。

## 2 実際の経過との矛盾

それならば、一般に入手できる文献に中央構造線が世界最大規模の長大な活断層で活動期が近い要注意断層の筆頭であると記載されているのに、何故、債務者は、中央構造線の存在を無視し、その活動性を否定してきたのか。2005(平成17)年3月9日の地震調査研究推進本部地震調査委員会の「別府一万年山断層帯の長期評価について」(乙34)に別府一万年山断層帯の頭部が中央構造線断層帯の東部に連続している可能性がある」と明記され、また、2011(平成23)年2月18日の同委員会の「中央構造線断層帯の長期評価について」(乙33)に中央構造線が360kmに亘って連動する可能性がある」と明記されているのに、何故、債務者は、その後である2013年7月8日の3号炉の今回の設置変更許可申請の際、敷地前面海域の断層群54kmモデルで申請を行い(甲B57・28頁)、原子力規制委員会の指摘を受けて、中央構造線360kmと別府万年山断層帯120kmとが連動する480kmを基本モデルとした(同31頁)のか。全く説明できないではないか。債務者の上記主張は、実際の経過と明らかに矛盾するものであって、ここでもみられる債務者の非科学的な態度は、危険極まりない原発を運転する事業者としての適格性に重大な疑問を抱かせるものに他ならない。

## 第3 不確かさの考慮

債務者も「本件発電所周辺では規模の大きい内陸地殻内地震は発生していない」(20頁)としているように、中央構造線の地震の観測記録は存在しないのであるから、しかも、原発の事故は万が一にも起こしてはならないものなのだから、不確かさの考慮において、応力降下量、断層傾斜角、破壊伝播速度、アスペリティ平面位置が重複して厳しくなるケースを想定し、これを踏まえた基準地震動を策定すべきであるにもかかわらず、債務者は、独立した評価しか行っていない(10～11頁)。ここでも、安全を軽視する債務者の

非科学的な態度が顕著である。債務者は、「相互に重畳する蓋然性は極めて小さいことから相互に重畳させる必要性はなく、独立した不確かさとして考慮することが合理的である」(21頁)と主張しているが、相互に重畳する蓋然性についてのデータ自体が存在しないのであるから、蓋然性が極めて小さいと判断することなど科学的には出来ない筈である。

#### 第4 都司意見書

債務者は、都司意見書が、伊方原発の敷地付近で6～10mの津波が想定されるとしていることについて、別府万年山断層帯が正断層であるのに対し、敷地前面海域の断層帯は横ずれ断層だから、津波の高さが異なるはずだとして、都司意見書の津波想定を批判している。しかし、中央構造線が横ずれ断層だとしても、債務者自身北傾斜30度(正断層)、南傾斜80度(逆断層)を想定していることから明らかなように、中央構造線においても鉛直方向のずれの可能性が認められるのであるから、債務者の上記主張に理由はない。

#### 第5 熊本地震

1596年9月1日に慶長豊予地震が発生した事実は都司意見書(甲B75)記載のとおりであり、また、債務者が「中央構造線断層帯と別府一万年山断層帯が全区間(約480kmにおいて連動して活動することを前提に地震動評価をおこな」った(28頁)ことから、同じ中央構造線上の熊本地震が大分に波及した事実は、さらに東に連動する危険を告げるものである。債務者は、「2016年熊本地震が中央構造線断層帯の活動を誘発するとの確定した知見はなく」(29頁)と主張しているが、1596年9月1日の慶長豊予地震の観測記録すら存在しないのであるから、「確定した知見」などある筈がなく、「確定した知見」がないから連動しないといえる筈もない。

以上